

令和6年2月吉日

アビリティセンター株式会社  
管理部 働く幸せ研究所 実施者  
藤原 勉

## ストレスチェックの実施について

平成26年6月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、平成27年12月より適用開始となった「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」と言う）」を本年度も実施致します。

**受検方法は、「Web 受検ガイド」をご確認ください。**

### 記

#### 1. 実施する目的

- （1）定期的に社員のストレスチェックを行い、本人にその結果を通知して自らのストレス状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるため。
- （2）メンタルヘルス不調のリスクの高い社員を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、メンタルヘルス不調を未然に防止するため。
- （3）検査結果を集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減させるため。

#### 2. 個人情報の保護

国の指針により、受検者のストレスチェック内容や、個人分析結果等の個人情報については、本人の同意がない限り、弊社担当営業員や就業先の職員に知られることは一切ありません。実施に際しては、社内独立部署である「働く幸せ研究所（実施者 藤原勉）」が行うことで更なる個人情報保護の徹底を図ります。

#### 3. 診断について

「働く幸せ研究所」にて、受検者のストレス値を分析、集計します。また、ストレスの傾向や特徴などの集団的分析、いわゆる職場アセスメント(評価)を行います。なお、これにより個人が特定されることはございません。

#### 4. ストレスチェック結果の保存方法

ストレスチェック結果は働く幸せ研究所にて5年間保管いたします。キャビネットおよびサーバーに保管し、鍵及びパスワードは実施者が管理いたします。

## 5. ストレスチェック実施の概要

実施対象者	令和6年1月に1日でも勤務された方
実施内容	Web 受検
実施期間	令和6年2月13日（火）～3月12日（火）まで
実施部門	医療法人順風会
実施者	アビリティーセンター株式会社 管理部 働く幸せ研究所 藤原勉
実施事務従事者	同 働く幸せ研究所 松木達郎
共同実施者	医療法人 順風会 順風会健診センター 保健事業部
共同実施事務従事者	同上
面接医	四国医療産業研究所 櫃本真幸 医師
分析結果	受検後、画面上に表示されます。

受検義務について **短期間勤務の方は、受検は不要ですが、メンタルケア情報も掲載しておりますので、ぜひサイトをご覧ください。**  
(令和6年1月に1日でも勤務された方全員にご案内しております。)

高ストレス者面談 一定水準以上のストレス値となった方へ、働く幸せ研究所から、専門家支援、あるいは、産業医面談を受診するよう案内が届きます。受診を希望される方は、働く幸せ研究所まで申出てください。  
申出、受診は個人の自由であるとともに、申出の有無により不利益が生じることはありません。

健康相談 ストレスや健康に関する不安や病院を受診すべきかなどについて相談ができます。  
相談窓口：働く幸せ研究所 実施者 藤原 勉  
電話番号：0897-34-2590  
MAIL : tsutomu-fujiwara@abi.co.jp

以 上